

第42回 摂津市都市計画審議会 議事録

1. 日 時 令和5年11月10日（金） 午後4時～5時
2. 場 所 摂津市役所 上下水道部大会議室
3. 出席者 委員9名出席、4名欠席
4. 案 件 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（摂津市決定）
北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（指定の解除）の取り扱いについて
「摂津市都市計画に関する基本的な方針（摂津市都市計画マスタープラン）」の改定

【事務局】

定刻となりましたので、只今より第42回摂津市都市計画審議会を開催いたします。
それでは、開催にあたりまして市長から挨拶がございます。

【市 長】

皆様には足元の悪い中、第42回摂津市都市計画審議会へのご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

最初に先日の市議会で役員改選があり、新たに三好委員、嶋野委員に審議会委員にご就任いただきました。どうぞよろしく願いいたします。

今年もあと2カ月で終わってしまいますが、コロナも収束し、世の中もいろいろと動き出し、週末になりますと行事で賑わっております。やはり賑わいづくり、イベントは大きな効果をもたらすようでございます。今後ともしっかりと地域のまちづくりに取り組んでまいりたいと存じます。

ご存知のように本市ではJR千里丘駅西口の再開発、また阪急電車の連続立体交差、淀川防災ステーション等々、大きなプロジェクトが進行中でございますが、今年度には都市計画マスタープランの改定を予定しております。引き続きましてまちの発展を目指し、安心安全のまちづくりに取り組んでまいりますので、引き続きのご指導をよろしくお願い申し上げます。

本日の案件でございますが、北部大阪都市計画生産緑地地区の変更と指定の解除の取り扱いについて、摂津市都市計画マスタープランの改定についてでございます。特に都市計画マスタープランの改定につきましては、令和3年度から着手し、審議会委員の皆様からご意見をいただきながら進めてきたものでございます。委員の皆様には大所高所から忌憚のないご意見をいただきますとともに十分にご審議をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

お忙しい中、足元の悪い中、ご出席いただきましたこと、重ねてお礼申し上げ冒頭のあいさつといたします。

【事務局】

ありがとうございました。市長はここで一旦退席されます。

それではまず、本日の配布資料の確認からさせていただきます。

- ・ 本日の次第

- ・ 第42回摂津市都市計画審議会配席図
- ・ 摂津市都市計画審議会委員名簿
- ・ 北部大阪都市計画の変更について(付議)の写し
- ・ 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更(指定の解除)の取り扱いについて(付議)の写し
- ・ 「摂津市都市計画に関する基本的な方針(摂津市都市計画マスタープラン)の改定」(諮問)の写し
- ・ パワーポイント資料

以上の7つです。お揃いでしょうか。

続きまして、先の9月の市議会の役員改選により第2号委員4名中2名に変更がございましたので、新たに委員となられた方をご紹介します。

三好委員でございます。

嶋野委員でございます。

よろしく願いいたします。

また、本審議会は前回まで14名の委員で組織しておりましたが、1名の委員より辞任の申出がございました。そのため、残りの期間であります、令和6年3月31日まで13名で都市計画審議会を組織いたしますことを報告いたします。

本日の審議会は、4名が欠席でございますが、摂津市都市計画審議会条例第6条第2項に定められております1/2以上の委員の出席を頂いておりますので、本日の審議会は成立いたします。

早速ではございますが、久会長に議長をお願いいたします。

久会長よろしく願いいたします。

【会長】

こんにちは。それでは本日もさまざまなお意見を賜ればと思っておりますが、特に3番目の都市計画マスタープランにつきましては、市長のごあいさつにもございましたように時間をかけて議論をさせていただいてきた案件でございますので、最終の確認ということで進めたいと思っております。

それではこれより審議に移ってまいりたいと思っておりますので、まず北部大阪都市計画生産緑地地区の変更につきまして事務局の方から説明をお願いします。

【事務局】

議案番号 94 「北部大阪都市計画 生産緑地地区の変更」につきましてご説明させていただきます。

はじめに、生産緑地地区の概要についてご説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。

生産緑地地区は、生産緑地法第3条第1項に規定する農地等について、都市計画に定めるもので、本市では、平成4年に、125地区、約20.6ヘクタール、を生産緑地地区として指定いたしました。

その後、区域の変更や廃止、新たな指定などに伴う都市計画変更を行っており、現在は、106地区、約16.24ヘクタールとなっております。

なお、生産緑地地区の区域の規模に関する条件は、同法第3条第1項第2号に500平方メートル以上と規定されておりますが、本市では、平成29年の法改正を受け、平成30年12月に制定した条例において300平方メートル以上の規模の区域であることと定めております。

それでは、今回の生産緑地地区の変更についてご説明させていただきます。

議案書、1ページ・2ページをご覧ください。あわせて10ページの位置図もご参照ください。変更の対象となりますのは、廃止及び区域変更の14地区で、詳細につきましては後程ご説明いたします。

変更後の生産緑地地区は、100地区、面積は合計約14.53ヘクタールとなります。

議案書3ページをご覧ください。変更内容の詳細についてご説明させていただきます。

「千里丘東2地区」及び「三島2地区」は阪急京都線連続立体交差事業において、それぞれ令和4年11月1日、令和4年10月13日に、公共用地として取得されたため、合計約0.03ヘクタールを廃止するものです。

「三島1地区」は、主たる農業従事者の死亡による買取り申し出があり、令和4年8月18日に行為制限が解除されており、約0.15ヘクタールを廃止するものです。

「正雀1地区」は、生産緑地地区指定後30年経過したことによる買取り申し出があり、令和5年4月20日に行為制限が解除されており、約0.07ヘクタールを廃止するものです。

つきまして議案書の4ページをご覧ください。

「一津屋11地区」は、主たる農業従事者の死亡による買取り申し出があり、令和5年2月4日に行為制限が解除されており、約0.03ヘクタールを廃止するものです。

「一津屋8地区」及び「一津屋9地区」は、生産緑地地区指定後30年経過したことによる買取り申し出があり、それぞれ令和5年4月20日、令和4年12月16日に行為制限が解除されており、合計約0.11ヘクタールを廃止するものです。

つきまして議案書の5ページをご覧ください。

「新在家2地区」は、生産緑地地区指定後30年経過したことによる買取り申し出があり、令和4年11月18日に行為制限が解除されており、約0.12ヘクタールを廃止するものです。

つきまして議案書の6ページをご覧ください。

「鳥飼下11地区」は、生産緑地地区指定後30年経過したことによる買取り申し出があり、令和5年3月27日に行為制限が解除されており、約0.04ヘクタールを廃止するものです。

つづきまして議案書の7ページをご覧ください。

「鳥飼下1地区」、「鳥飼下2地区」、「鳥飼下3地区」及び「鳥飼中9地区」は、生産緑地地区指定後30年経過したことによる買取り申し出があり、「鳥飼下1地区」は令和4年11月19日に、他の地区は令和5年3月1日に、行為制限が解除されており、合計約1.01ヘクタールを廃止するものです。

最後に議案書の8ページをご覧ください。

「鳥飼上1地区」は、生産緑地地区指定後30年経過したことによる買取り申し出があり、令和5年3月28日に行為制限が解除されており、約0.15ヘクタールを廃止するものです。

最後に議案書9ページ、新旧対照表をご覧ください。

全体の地区数につきましては、変更前の106地区から6地区減少し、合計100地区となります。面積につきましては、約16.24ヘクタールから、約1.71ヘクタール減少し、合計約14.53ヘクタールとなります。

なお、本案件につきましては、令和5年10月18日から10月31日までの2週間、都市計画の案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。

議案番号94 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更についての説明は以上でございます。

【会 長】

只今の内容についてご質問、ご意見はございませんか。

特にご意見が無いようですので、委員の皆様にお諮りしたいと思います。議案番号94北部大阪都市計画生産緑地地区の変更につきまして、原案どおり承認ということによろしいでしょうか。

【委 員】

異議なし

【会 長】

ありがとうございます。異議なしということで本議案に同意させていただきます。

続きまして議案番号95「北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（指定の解除）の取り扱いについて」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

続きまして、議案番号95北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（指定の解除）の取り扱いにつきましてご説明させていただきます。

それでは、議案書11ページの上から説明させていただきます。初めに、提案内容です。

都市計画を決定（変更）する場合、都市計画法第19条第1項及び第21条第2項の規定に基づき、都市計画審議会の議を経る必要がありますが、今後、北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（指定の解除）につきましては、書面による開催とすることを提案するものです。

次に、提案理由を説明させていただきます。

1、都市計画決定された生産緑地地区につきましては生産緑地法第10条の規定による買取りの申し出があり、同法第14条の規定により買取りの申出があった日から起算して3月以内に当該生産緑地の所有権の移転が行われなかったときは、当該生産緑地地区内における行為の制限が解除されます。

2、行為の制限が解除されると、農地転用や建築物等の新築が可能となるなど、生産緑地法第7条から第9条までの規定は適用されなくなります。ただし、都市計画法上の生産緑地地区の指定自体は残ったままとなります。行為の制限が解除された後の土地利用については、都市計画法上の指定が残ったままでも影響はありません。

3、都市計画法上の廃止の手続きにつきましては、前述のとおり都市計画審議会の議を経る必要がありますが、行為の制限が解除されるごとに、都市計画審議会を開催することは困難であると考えております。これらのことから都市計画法上の廃止に係る都市計画審議会の開催につきましては年1回にまとめて行っております。

4、都市計画審議会開催時点では、それらの生産緑地地区の多くが農地ではなくなっており、事務的に都市計画法上の指定を廃止するという手続きとなっておりますことから、書面開催とすることを提案するものです。

5、摂津市都市計画審議会条例第8条「この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。」とありますが、都市計画審議会の開催に関するものであるため、議案とさせていただきます。

それでは、書面による都市計画審議会の開催の進め方につきまして、説明させていただきます。

まず、これまでの都市計画審議会、会議形式の進め方はスライドの左半分にお示しのとおりです。提案させていただいております書面開催ではスライドの右半分にお示しのとおり、

- ①市から議案を都市計画審議会へ付議いたします。
- ②付議の内容から書面開催となる旨を会長へ説明いたします。
- ③開催通知を送付いたします。その際に書面開催となる旨も連絡させていただきます。
- ④議案説明・意見照会ではこれまでと同じく事務局から個別に説明させていただき、その後にご意見をいただきます。このご意見につきましてはその場でいただくか、または返信用封筒をお渡しいたしますので、後日の郵送でいただくことを考えております。
- ⑤各委員からいただきました意見を取りまとめ、会長に確認していただき、答申を作成します。
- ⑥答申につきましては、事務局内での手続きとなります。

以上を議案の説明とさせていただきます。

【会 長】

本日も都市計画マスタープランの改定の案件がございませんと1番目の議案の生産緑地地区の変更のみでございませぬが、説明にございましたように指定解除の案件も生産緑地法で既にお買取申出がされ、斡旋がうまくいかなかった場合は、自動的に法律にもとづいて行為の制限が解除されてお

まして、もう既に宅地化されたりしているものもあろうかと思えます。そういう意味で我々がだめだということも言えません。解除の場合は他の案件が無い場合はこれだけで集まっていただくというのも委員の皆様にご足労をお掛けすることになりますので、そういう場合には来年度以降は書面でお話をお伺いしたいというような取り扱いのご説明でございました。なにかご質問はございませんか。

議案番号 95 北部大阪都市計画生産緑地地区の変更（指定の解除）の取り扱いにつきましても同意ということですのでよろしいでしょうか。

【委員】

異議なし

【会長】

ありがとうございます。異議なしということで本議案につきましても同意とさせていただきます、来年度以降となりますが、書面開催の手続きがはじまるということでご理解いただきたいと思いません。

それでは本日最後の案件であります、議案番号 96 摂津市都市計画に関する基本的な方針（摂津市都市計画マスタープラン）の改定について、まずは事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、議案番号 96 摂津市都市計画に関する基本的な方針（摂津市都市計画マスタープラン）の改定につきましてご説明させていただきます。

前回の 7 月 26 日に開催いたしました都市計画審議会時点からパブリックコメントまでに修正いたしました部分をご説明させていただきます。

まず、34 ページの参考事例の写真につきまして、LRT を掲載しておりましたが、期待を持たせすぎるとはどうかということと、BRT のほうが可能性があるのでは、というご意見がありましたので、担当課とも協議し、可能性があるものを掲載するというので、AI オンデマンド乗合交通に変更いたしました。

次に、55 ページ以降の地域別構想で示しております、地域の名称につきまして、「北部地域」「中部地域」「西部地域」「東部地域」としておりましたが、「西部地域」と「東部地域」につきましては、より正確にわかりやすく、とのご意見がございましたので、「南西部地域」と「南東部地域」に修正しております。

読まして、59、62、65、68 ページの都市防災の方針に示しております「民間事業所との協定等による避難場所の確保」につきまして、摂津市では広域避難という考えがあるなか、事業所への避難は、緊急時であるということがわかるように、とのご意見がありましたので、「避難場所」を「緊急避難場所」に修正いたしました。

64 ページ地域の概況につきましては、同じ表現が 67 ページにもありますが、句読点の位置が

異なっていたため、67ページの表現にそろえたほうが良いのでは、とのご意見がありましたので、句読点を追加いたしました。

次に、72ページ、各種都市計画制度の活用につきまして、公共交通の検討が始まっているのであれば、「検討を進めていきます」というような記載をすると、既に検討が始まって総合的に考えているというように理解されるのではとのご意見がありましたので、スクリーンで示している赤字部分を追加しました。

出典につきまして、著作権に配慮し正式な表記にした方がいいのではとのご意見がありましたので、国土交通省のホームページの「リンク・著作権・免責事項」のページ等にもとづき、出典一覧を作成いたしました。

以上が、7月26日の都市計画審議会にていただきました意見をもとにパブリックコメント前に修正した内容でございます。

最後に都市計画マスタープランの改定スケジュールでございます。

只今ご説明させていただきました修正を加え、久会長に確認していただいたのち、9月1日から9月30日までパブリックコメントを実施いたしました。意見書の提出はございませんでしたので、本日、配布しております改定案につきまして、諮問させていただいております。

改定案について、ご意見がなければ、誤字・脱字等の確認、冊子の装丁などの最終調整を行い、令和5年度中に公表させていただく予定でございます。

以上が、議案番号96 摂津市都市計画に関する基本的な方針(摂津市都市計画マスタープラン)の改定についての説明とさせていただきます。

【会 長】

只今の都市計画マスタープランの改定内容につきまして、何かご質問、ご意見はございますか。

【委 員】

マスタープランについては異議等ございませんが、その上で令和3年度から都市計画マスタープランについては審議会の場で議論されて、委員の方々、市民の方々の意見を踏まえまして事務局でとりまとめられたものと認識しています。まちづくりについては長期にまたがるものになりますので計画策定というのがスタートラインになると思っています。これから事業を進めるなかで、地元との調整であったり、関係機関との調整が出てくると思います。冒頭、市長のごあいさつにもありました千里丘駅西地区の再開発、阪急京都線の連続立体交差事業や河川防災ステーションの整備など大きな事業を進めていこうとされているということで、しっかり形にさせていただいて他の市町村の参考となるような成功事例をつくりあげていただきたいと思います。

【会 長】

ありがとうございます。

名前のおり、マスタープランは基本的な方針ですので、今後はこのマスタープランにもとづいて都市計画の事業が進んでいくということになります。関連する市役所の部署だけではなくて、市民の方々も一緒にこのマスタープランの内容を実現できるように頑張っていければと思います。他にはございませんか

【委員】

これまでもマスタープランについて審議会の中でも議論されてきたと感じていますが、先ほどのご意見の中にもありました「市民と一緒に作り上げていく」という点の中で、パブリックコメントに1か月間取り組んだけど意見書としてはゼロ、意見が上がってこないというのは、見え方というか市役所から発信が弱かったのかという感想も持っています。そのあたりの改善が必要な点だと思うし、出来上がったマスタープランをどう市民の皆さんに知ってもらう、見てもらうような機会など考えているものがあれば紹介して欲しいと思います。

【会長】

只今の報告は最終的な意見書の数だけでしたけど、縦覧期間の中で何人、何件来られたか、あるいはホームページで公開された場合はそこへのアクセス数が何件であったのか、今わかる範囲で教えてください。無ければ後日か次回以降でも結構ですが。

【事務局】

アクセス数は拾えますが現時点では把握できておりませんので改めてご報告いたします。

【会長】

見ていただいているわけではないとは思いますが。見ていただいた結果、意見書は出てこなかったという話なので、どれだけの方が見られているのかということも先ほどのご意見の中では重要なデータとなろうかと思うので、今後はパブリックコメントをかけるときにどれぐらいの方にご覧いただいているのかという情報も管理いただくとわかりやすくなると思います。

先ほどのご質問ですが、今後関心を引くためにはどういうことをお考えでしょうかということだと思いますが、おそらくパブリックコメントだけではなくて、「できました」という内容もお知らせする必要があると思いますので、それも含めて事務局の考えがあれば説明してください。

【事務局】

公表する際にはその時期に合わせて市の広報にもご案内させていただこうと思っておりますし、ホームページへもすべての項目を掲載させていただこうと考えております。

周知の方法としましてはやはり広報になるということと、ホームページに掲載することになると思っております、それ以外になにか方法があるのかいうところでは市ではLINEがありますので、そういったものが活用できるのかどうか可能性としてはあると考えております。

【会 長】

ちなみに摂津市は都市計画の出前講座はあるのではないのでしょうか。そういうところで積極的にPRしていただくのはあるかと思いますが、関心の高い団体さんとか地域がありましたら呼んでいただいて、そこでご紹介するとか。

委員の中にはせつつ生涯学習大学のお世話もしていただいている方もいますが、私も毎年呼んでいただいていますので、そういうところで積極的に摂津市の都市計画、まちづくりの講座を入れてもらえるとか、いろいろなやり方があると思うので、先ほどのご意見はその辺りが、待ちの姿勢で「来なくて良かったなあ」で終わっていませんかということだと思ってしまうので、事務局にはまた工夫をお願いしたいと思います。

先ほどからのご意見は出来てからどうするのかというのが多いと思いますが、そうしたご意見でも結構ですので、このマスタープランに関しましてなにかご意見はございますか。

【委 員】

55ページの南西部と南東部に分けるということは理解できるが、これに関して27ページに将来都市構造というのがあって、駅があり丸印が付いているが、南摂津駅などは駅を中心に丸が真ん中に入っているが、摂津駅、千里丘駅、正雀駅の3つはちょっとずれている。

いろいろと考え方はあると思うが、ずれている部分、丸に入っていないところは将来の都市構造のなかに含まれていないと理解すればよいのか。どういう形でこの丸がこの位置にきているのかわからないこともある。理由はあると思うが駅から近いのにずれているところはあまり重視されていないと理解してもよいのか。

【会 長】

微妙に駅からずれている意味はなにかありますかというご質問かと思いますが。

【事務局】

ご指摘のとおり、そういった誤解を招くことがあるかなと思っておりまして、この丸は拠点の境界を示しているものではなく、概ねのエリアを表しているものとして、誤解を招かないように駅の範囲も含まれた形で修正してもいいと考えております。決して駅部分が丸の中に入っていないので拠点になっていないという考えではございません。

【委 員】

もう一点、緊急避難場所の確保というところで、民間と協定していてもよいと思うし、これからも増やしていかれると思うが、防災ステーションの計画があり、ああいったものが出来て平常時はよいが緊急時になった場合、皆さんが避難された際の食料等備蓄しておかなければならないが、そうした計画も防災ステーションの計画には入っているのか。

【事務局】

防災ステーションを含めた避難にあたる内容につきましては、地域防災計画で別途定める計画になりますので、都市計画マスタープランの方で詳細に記載することはできませんが、別で検討は進めております。

【委員】

備蓄までは考えていないということか。

【事務局】

いえ、別の計画で考えておりました、防災危機管理課が担当になりますので、そちらの方でしっかりと検討を進めておりますが、その内容まで都市計画マスタープランに記載するものではございません。

【会長】

この内容は地域防災計画の範囲なので、ここで話すのが妥当かわかりませんが、よく誤解があるのは避難所に行けば食料があるんだというものです。本来、すべての方々が自分の食べ物は備蓄しておくというのが原則で、少なくとも二日分はなんとか自分でしのいでくださいというのが原則で、避難する際にも自分の分は自分で運んでくださいというのが本来のあり方ですが、それでも足りない場合は市の方でも準備していますよという考え方ははずです。

そういう意味で自分は何も準備していないが、取りあえず何かあれば避難所に駆け込んだら食料はあるんだということになると莫大な食料の備蓄が必要になってまいりますので、そこは市民の方々にも自分の食料は自分で確保するのが原則なんですよという呼び掛けも一緒にしていただければ嬉しく思います。

先ほどの27ページのお話ですが、例えば千里丘の元々の商店街の位置付けでいうと西側、千里丘二丁目の方にことぶき商店街が広がっていますが、少し西側に寄るというのはそういう意味合いも感じられるのかなと思うので、必ずしも真ん中が良いというのでも無く、誤解を招かない妥当な円の広がりを考えていただければ有難いなと思いますので、検討をお願いしたい。

また事務局の方で妥当な円の広がりを考えてください。

摂津駅などは市役所を含めて、このあたりがいわゆるシビックコアというところになっているので、このあたりが円になっているのかなと理解しています。

そういう意味では南摂津駅は新しい駅なので、これを中心に区画整理事業などで上手く同心円状になるよう開発していきまされたけど、正雀もどちらかと言うと従来のにぎわいというのは偏っているのかなという認識はしていますので、ただ、ここで誤解があるのは吹田市側も入ってますよね。

【委員】

その関連でひとつ。最後に会長が言いかけた部分と同等の話ですが、円を置いてある部分が他市との境目になっていますが、その中で摂津市域での活性化という認識を従来から持っていました。摂津市域の北東部につきましては茨木市になります、境界との境目。

もうひとつ、千里丘駅の北側になると吹田市、阪急正雀駅、これは駅そのものが吹田市と摂津市の境界ということで、ここを拠点に摂津市内に広げていくという認識をもっていました、そういうことで市内に広げていこうと思っていましたがよろしいか。

【事務局】

間違いありません。

【会長】

誤解を招かないよう上手く表現をお願いしたいと思います。

【委員】

マスタープランですが、冊子等、紙媒体として予算も組んだり、部数などの計画があれば教えてください。

【事務局】

今現在、細かな装丁などを決めている段階でして、300部の予定です。

【委員】

その300部については、こういったところに配布や設置を見込んでおられるのでしょうか。

【事務局】

市役所の各課や市議会議員の方々に配布するもの、また周辺の市町村への配布する分や配架するものと考えております。

【委員】

かなり太いものですし、これを市民が気軽に手に取ってというのは難しさもあるとは思いますが、ホームページやLINEなどを小まめにチェックするのは一定年齢より若い世代になりますので、やはり紙媒体の良さを感じられる市民の方も居られると思いますので、例えば市民が集まる場所、あるいは機会に福祉的なところや社協さんなどの協力もお借りして、少しずつでも目に留まるようにしていただくというのも良いかと思えます。

【会長】

ありがとうございます。

更に言うなら、私は都市計画の研究を中心にやっていますが、こういう資料は市の立場からすると新しいものができる、古いものが要らなくなるということで古いものが書き換えられます。ところが都市計画の研究をしていると前の都市計画マスタープランと今の都市計画マスタープランとどう変わったんだろうかと比較をしたいことがあるんです。これは都市計画マスタープランだけじゃなくてすべての計画書が公開されているものが今の時点でのものだけになっているので、過去のデータが見えづらいです。英語でアーカイブと言いますが、こういった公文書が年を追って全部見られるような仕組みを摂津市も是非整えていただきたいのです。

これがあちこちにあると煩雑になりますから、公文書をストックできるようなページを作っていたら、それを見たら過去の情報も全部分かるというような体制をとっていただくとありがたいと思いますので、これは都市計画課だけではなくて、すべての部署に係る話ですので情報政策の部署とも考えていただいて、アーカイブを是非とも整えていただければ嬉しく思います。

さっそく、これが置き換わりますので前のものもきちんと見られるような形で残しておいていただければ嬉しく思います。

【委員】

今後の取組として、ここでいう南東部地域ですが、この地域は本市で唯一、市街化調整区域があるところでして、まちづくりの方針の中でも良好な農空間を維持していくということを書いてありますし、倉庫や工場などが広がっている摂津市の中で、一定規模の市街化調整区域があって田園風景が広がっているというのは市の大きな魅力だろうなと思っています。そういったことがこの写真の中でもうちょっとPRしていただいて、都市計画の中で農地を守っていくということをもっと強調していただくとより良い計画になっていくのではないかと思います。

案として示していただいた中で、概要版などを作る予定があれば、そういったところも意識して作っていただけるとありがたいなと、意見として申し上げておきたいと思います。

【会長】

今のご意見でもう一度67ページの写真を見ると単に航空写真ですと書いてあるだけですが、ここを切り取った意味合いはあるのでしょうか。

【事務局】

今回、航空写真を北部、中部、南西部、南東部とそれぞれ掲載していますが、この地域のまちづくりの中で特徴的なところを入れておきまして、特に南東部につきましてはおっしゃられたとおり、市街化調整区域があるエリアであり、なおかつ住工共存という特徴がありますので、それぞれが入る場所を意識して選ばせていただいております。

【会長】

なぜその話をしたかという、ここに農地が写っていますが目立っていませんよね。先程、単に航空写真と書いてあるだけと言ったのは、ここの数行でも説明があれば状況が良くわかるのかな

と思うので、多分、地域の概況を説明していると思いますが、もう少しここに説明文などがあればよりわかりやすくなると思いましたが、工夫できるのであればお願いします。

【事務局】

ご指摘以外の地域も同じような航空写真という表記になっていますので、全体的に調整させていただきたいと思えます。

【委員】

32ページの道路整備の3つ目について、都市施設の視点としては非常に重要な視点としては間違いないと思うので、今までも市民から直接聞くことでもあります。摂津市は歩道が荒れているなど聞いてきましたし、市民モニターからの意見も挙がっているのが重要な視点だと思えますが、具合的にここに書いてあるけど、実際は違う法律とか違う計画になると思えます。例えばバリアフリー基本構想というのがありましたが、それは一次で切れました。なので、今後は緩やかに取り組んでいきますみたいなことになっていますが、マスタープランを見据える次の手立てとしては具体的に、補足的に市民に具体性があると感じるよう丁寧にやればと思えますので意見として言っておきます。

【会長】

ここに書いてある限りは今後何らかの事業で進めていかなければならないわけですので、今ご指摘いただいたバリアフリーの観点ではこれから動かそうとしている事業等がありますか。

【事務局】

本市は交通バリアフリー基本構想を策定してしまして、千里丘駅周辺地域と正雀駅周辺地域を重点整備地区とし、旧の法に基づいていますので特定経路と準特定経路という位置付けでバリアフリーの整備を進めていく路線として指定しております。ただ、ここにつきましては策定からずいぶん時間が経ちますが未整備の路線がありまして、その路線の整備には今、取り掛かって整備を進めている状況ではあります。

一方でバリアフリーの整備について、指定されている以外の路線についてもバリアフリーの観点は重要ですので、新設で整備する道路などは当然バリアフリーを考慮した形でやっていこうという考えで進めております。

【会長】

特に幹線道路はほぼ府道なので、大阪府との連携がないとバリアフリーも進んでいかないと思えますので、それぞれの所管部局ともしっかりと考えていただければと思えますし、先ほどから話題に出ています阪急京都線の連続立体交差事業でその周辺に側道ができるでしょうし、新しくできた摂津市駅がまた橋上化によって変わってきますから、そこをモデル的にしっかり作っていただくのもひとつの具体的な方策かなと思えますので、いろいろとご検討いただければと思えます。

【委員】

知人が先月、阪急が高架になることを知って、今まで工事をどういうふうに見ていたのかと思いましたが、まったく興味がないと工事をしていても結びつかなかったり、都市計画マスタープランの冊子全部を見るのはなかなか大変だけど、その中で一つ選んでとか、先日11月23日のオレンジボンの案内をさせてもらいましたが、そういうところにも若い人たちが見るような、子育て真っ只中の人たちが見るような大きなものを貼って、祭日なので小学生も来るでしょうし、その人たちに航空写真をもっとわかりやすくして、ここが自分の家など、興味を持ってもらって、そこからちょっと難しいマスタープランへ行く人は行くし、その場で興味を持ってもらうのもいいかなと。

全部は難しいけど3つぐらい選んでとか、子育ての担当部署と連携して進めていくのもいいかなと思いました。

【会長】

こうしたマスタープランを作って、その概要版を作る際をお願いするのですが、コンパクトに縮小するのではなくて、概要版は概要版としての編集の方針があるでしょうと。それは先ほどご指摘いただいたように、何かトピック的なものが表に出て、こういうように都市計画マスタープランを使って変えていくんですよ、ついては読んでくださいね。と本編に誘導するという、そういう概要版の編集の仕方もあると思います。どうしても縮小する形で作ってしまいがちですが、もっとインパクトのある、見ていただけるような、そして本編を読みたくなるような予告版としての概要版というのも編集としてあると思いますので、この辺りは事務局に工夫をお願いします。

連続立体交差事業は工事が始まりだしたのでわかると思いますが、防災ステーションはこれからの話になりますので、どういう風にアピールしていくのか、これは防災担当課ともタイアップしてのことになると思いますが。それから千里丘駅西口の再開発も知っている人は知っているでしょうけど、まだ知らない人も多いと思いますので、どんどんアピールしながら、すべて都市計画マスタープランに繋がっているんですよということをPRしていただいたらと思います。

その他、何かございませんか。

それでは27ページの円の位置とか航空写真の解説を付ける、付けないなど微妙な修正のご意見をいただきましたので、その辺りは私と事務局の方で最終調整させていただくということによろしいでしょうか。

【委員】

異議なし

【会長】

それでは微修正を含みまして、議案番号96「摂津市都市計画に関する基本的な方針(摂津市都市計画マスタープラン)」の改定につきましても原案どおり承認をするということによろしいでしょうか。

【委員】

異議なし

【会長】

ありがとうございます。

異議なしということで、原案どおり承認をさせていただきます。それではこれから市長への答申となります。準備ができますまで暫時休憩とさせていただきます。

【暫時休憩】 【市長入室】

【会長】

それでは休憩前に引き続き、審議会を再開いたします。市長に対しまして答申をいたします。

【答申書朗読】

【市長】+

ありがとうございます。

一言ごあいさつ申し上げます。只今、久会長様からご諮問いたしました分、答申をお受けいたしました。この答申にのっとり、今後ともより住みやすいまちづくりにしっかりと取り組んでまいりますので引き続きのご指導をよろしくお願い申し上げます。

本日はお忙しい中、また足元の悪い中、貴重な時間をおさきいただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。御礼のごあいさつといたします、ありがとうございました。

【会長】

それでは市長はここで退席されます。

答申も無事終了いたしまして、予定をしておりました案件はすべて終了させていただきました。

それではこれで本日の審議会を閉会させていただきます、ありがとうございました。